

## 名古屋大学における禁煙実施に関する指針

### (目的)

- 第1 この指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定、ならびに健康増進法の一部を改定する法律（平成30年法律第78号）の規定に基づき、名古屋大学（以下「本学」という。）キャンパス内禁煙の実施に関する基本方針を定め、禁煙を円滑に推進することで本学の教職員・学生等の健康被害の防止と快適なキャンパス環境の向上に資することを目的とする。

### (定義)

#### 第2

- (1) この指針において「教職員・学生等」とは、本学の教職員、学生、附属学校生徒、本学施設利用者及び来訪者等で本学キャンパス内に立ち入る者をいう。
- (2) 「喫煙」とは、紙巻きたばこ・葉巻・パイプ・加熱式たばこ・電子たばこ等によるタバコの吸飲をいう。
- なお、タバコとは、健康増進法第二十八条の一に定めるたばこ事業法第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。電子たばことは、専用カートリッジ内の液体を加熱して煙霧を発生させ、それを吸引する製品をいう。

### (総長の責務)

- 第3 総長は、法令及びこの指針の定めるところに従い、本学の教職員・学生等の健康被害の防止等に対する必要な措置を講ずるものとする。

### (基本方針)

#### 第4

- (1) キャンパス内は、原則としてすべての場所で喫煙を禁止する。東山キャンパス等（鶴舞キャンパスおよび大幸キャンパスを除く。）では、当分の間、建物外の指定された喫煙場所に次の場合に限り喫煙を許可する。ただし、部局等の判断により、当該部局等において、全面禁煙の措置を講ずることを妨げない。
- (2) キャンパス内で喫煙する者は、火災予防・20歳未満および非喫煙者の健康被害防止・キャンパス環境維持等に留意しなければならない。
- (3) 喫煙場所は、別に定める基準を満たしているものでなければならない。喫煙場所の指定は環境安全衛生推進本部長が行い、毎年削減される方向で見直されるものとする。
- (4) 本学は、キャンパス入口、キャンパス内主要個所、校舎内などに「喫煙禁止の看板」等を設置し、来訪者等に理解と協力を求める。
- (5) 本学は、喫煙する教職員・学生等の禁煙を推進するために必要な禁煙支援を行う。
- (6) 本学は、喫煙場所の指定や喫煙マナーなどについて非喫煙者等からの意見等を聞き、必要な措置を講じる。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和4年2月8日から実施する。